

一般社団法人toiro
友渕学童クラブ

重要事項説明書

2023年6月1日

児童憲章

(昭和26.5.5)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術を持って育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれに代わる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすようにみちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し科学と芸術を尊ぶようにみちびかれ、また道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において心身の発達が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いから守られる。あやまちをおかした児童は適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

○法人の基本理念

一般社団法人toirolは、児童の健全育成を図るために、放課後児童に対して安心できる生活の場を提供し、放課後児童支援事業の運営の支援を行い、地域との交流を行い、健全でゆたかな地域社会の確立に寄与することを基本理念とする。

○友渕学童クラブの保育理念

・放課後児童クラブ運営指針の遵守

大阪市から放課後児童クラブとして補助金をいただいて運営しておりますので、厚生労働省が定める放課後児童クラブ運営指針に則って運営を行ってまいります。

・チルドレンファースト

放課後児童クラブにおいて第一の目的は保護者がおうちにいない間、子どもたちが安心して過ごすことのできる場所づくりです。そのための支援として、普段の生活、休息、勉強、相談、あそび、行事など子どもたちを第一に考えて、元気に過ごし、健全な育成を目指してまいります。

・子どもの人権の尊重

子どもたちと関わる者として、子どもの人権を尊重し、子どもの権利条約、児童憲章を遵守することを誓います。

・保護者支援

放課後児童クラブとして、保護者の方が安心してお仕事に勤めることができるように出来る限りの支援を行ってまいります。

・福祉の追求

放課後児童クラブとしても法人としても多角的な視点から求められているニーズに応えられるように全力を尽くしてまいります。

○保育の在り方

◆自分が主体の生活の場

いつだって、主人公は自分自身です。ひとつひとつの思いや行動を尊重します。「したいことをする」という経験、「ありのままの自分である」という認識が子どもたちの自尊心、生きる力となり、子どもたちの成長へと繋がっていきます。もちろん、好き放題するというのではなく、集団生活の中で、どうしたらよいのかを子どもたちと共に考え、みんなが過ごしやすい生活の場をつくっていきます。

◆生活の一部として

普段の活動では全体でスケジュールを決めるのではなく、ひとりひとりに合ったスケジュールで過ごし、放課後らしい気を張る必要のない環境を心掛けてまいります。また、子どもたちは家庭や学校など色々な場所に拠点があり、学童もその一つとしての役割を担っています。学童の活動だけに重きを置かず、生活サイクルの全体性を考慮した支援を行ってまいります。

◆多様性の理解と人権の尊重

ひとりひとりに個性があり、同じ人はいません。まさに十人十色です。職員も子ども同士でも、それぞれの多様性を大切にし、ひとりひとりの人権が尊重される場所をつくっていきます。ときには喧嘩もあります。気が合わないこともあります。その時に、誰かを否定し傷つけるのではなく、無理して仲良くするのもなく、お互いの個性を認め合い、適切な関係性を深め合える支援を心掛けています。

◆安心安全に過ごす居場所として

理不尽な保育者の都合や不適切な保育で子どもたちに害を与えることはいたしません。危険なことや倫理に反する行為、守ってもらいたいことはひとつずつ丁寧に伝えていきます。ひとりひとりの過ごしやすさが全体の過ごしやすい居場所となっていきます。保育者と子どもたちで安心安全に過ごす居場所をつくっていきます。

○友渕学童クラブについて

- 【開設日】 令和5年4月1日
- 【住所】 都島区善源寺町2-8-17ラ・ルミエール3階
- 【連絡先】 06-4400-2826/070-3392-5981/070-3392-6045
- 【面積】 60.51㎡
- 【面積定員】 34名
- 【職員数】 放課後児童支援員3名・補助員2名
- 【近隣小学校】 友渕小学校

【外観写真】



【内観写真】



【MAP】



○開所日及び開所時間

| | | |
|------|--|------------------------|
| 開所日 | 月曜日～土曜日、春・夏・冬休み、学校代休日 | |
| 開所時間 | 月曜日～金曜日 | 放課後～18:00(延長は19:30まで) |
| | 土曜日 | 8:00～18:00(延長は19:30まで) |
| | 学校休校日 | 8:00～18:00(延長は19:30まで) |
| 休館日 | <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び祝日(行事の場合は開館) ・夏季休暇(8月12日～8月15日) ・年末年始(12月29日～1月4日) ・災害発生時【詳細はP6を参照】 | |

【登館について】

- ・欠席する場合は必ずご連絡ください
- ・家には帰らず、小学校から友渕学童クラブへ登館します
- ・決められた道での登館を行います
- ・なるべく2人以上で帰ってくるようお願いしています
- ・着替えは小学校に持っていか前日のお迎えの時に持ちください

【降館について】

- ・緊急連絡票に記載されている方以外のお迎えはあらかじめご相談ください

【一人帰りについて】

- ・希望される方は事前にご相談ください
- ・原則3年生以上からとしておりますが、2年生以下も個別に対応しますのでご相談ください
- ・一斉降館時間は日の入り時間を参考に時間を変更しますので、事前に周知します
- ・一斉降館時間以外をご希望の方は、個別に対応しますのでご相談ください

【一斉降館時間】

| 時期 | 時間 |
|------------|-------|
| 3月ごろ～9月ごろ | 18:00 |
| 10月ごろ | 17:30 |
| 11月ごろ～1月ごろ | 17:00 |
| 2月ごろ | 17:30 |

○緊急時における対応について

友渕学童クラブでは災害時及び学級閉鎖時において、児童の安全確保、感染予防のために、下記の対応とさせていただきます。

保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。また、いざという時の行動については、友渕学童クラブでも周知に努めておりますが、ご家庭でもお子様と確認し合っていただき、備えていただきますようよろしくお願いいたします。

【学校開校日】

| | 暴風雪等の悪天候 | 地震・津波について |
|----|---|--|
| 在宅 | 小学校が暴風警報、暴風雪警報もしくは特別警報によって臨時休校となった場合は友渕学童クラブも臨時休館となります。ただし、警報が解除された場合、施設や周辺の安全が確保できた場合のみ開所することもあります。原則は休館となります。 | 小学校が地震、津波警報発令によって臨時休校となった場合は友渕学童クラブも臨時休館となります。また、午前10時の時点でJR大阪環状線及び大阪メトロの双方が全面運休している場合も臨時休館とします。 |
| 在校 | 放課後までに暴風警報、暴風雪警報もしくは特別警報が発令された場合、臨時休館となります。小学校からどのように下校するかについて、お子様、小学校の先生と十分に話し合っておいて下さい。 | 震度5以上、津波警報発令の場合は臨時休館となります。 |
| 下校 | 下校中に暴風警報、暴風雪警報もしくは特別警報が発令された場合は、友渕学童クラブにて待機としますので、早めのお迎えをお願いいたします。1人帰り予定の児童も原則、お迎えとします。その場合の延長料金は発生しないので、お気をつけてお越しください。 | 震度5以上、津波警報発令の場合は下記のどちらかの行動をとってください。 ①できるだけ学校に戻る ②施設の方が近い場合、友渕学童クラブに来る（緊急時の引き渡しについてを参照） |

【学校休校日】

| | 暴風雪等の悪天候 | 地震・津波について |
|----|--|--|
| 在宅 | 午前7時の時点で大阪市に暴風警報、暴風雪警報もしくは特別警報が出ている場合は臨時休館となります。ただし、警報が解除された場合、施設や周辺の安全が確保できた場合のみ開所することもあります。原則は休館となります。 | 震度5以上、津波警報発令の場合は臨時休館となります。また、午前7時の時点でJR大阪環状線及び大阪メトロの双方が全面運休している場合も臨時休館とします。 |
| 登館 | 登館中に暴風警報、暴風雪警報もしくは特別警報が発令された場合、臨時休館となります。もし、自宅に保護者がいない等、ご不安がある場合は友渕学童クラブにて待機としますので、早めのお迎えをお願いいたします。1人帰り予定の児童も原則、お迎えとします。 | 震度5以上、津波警報発令の場合は下記のどちらかの行動をとってください。 ①できるだけ友渕学童クラブに来る ②家の方が近く且つ保護者がいるときに限り自宅に戻る（学童へ連絡下さい） |
| 在館 | 友渕学童クラブに在館中に暴風警報、暴風雪警報もしくは特別警報が発令された場合は早急にお迎えをお願い致します。1人帰り予定の児童も原則、お迎えとします。その場合の延長料金は発生しないので、お気をつけてお越しください。 | 震度5以上、津波警報発令の場合は別紙の“緊急時の引き渡しについて”をご覧ください。 |

【学級閉鎖の場合】

学級閉鎖の期間は友渕学童クラブに登館することが出来ません。ただし、在校中に学級閉鎖となった場合、当日に限り登館が可能です。出欠に関しては必ず電話もしくはメールをお願い致します。

【ご家族への連絡方法】

基本的に全てメールで行います。

【全国瞬時警報（Jアラート発令の場合）】

閉館するかについてはメールでお知らせします。登館・下校中に関しましては、地震の際と同様の対応をお願いします。

○緊急時における引き渡しについて

友渕学童クラブでは児童の安全確保のために、在館中及び登館・下校途中に震度5以上の地震、津波警報発令もしくは危険と判断した場合、下記の対応とさせていただきます。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

下校途中に地震発生

震度5以上、津波警報発令の場合は下記のどちらかの行動をとってください。

- ①できるだけ学校に戻る。
- ②施設の方が近い場合、友渕学童クラブに来る。

学校休校日の登館中に地震発生

震度5以上、津波警報発令の場合は下記のどちらかの行動をとってください。

- ①できるだけ友渕学童クラブに来る。
- ②家の方が近く且つ保護者がいるときに限り自宅に戻る(学童へ連絡下さい)

在館中に地震発生

- 児童の安全確保
- 避難経路の確保
- 施設の安全確認
- 地震情報の収集
- 公共交通機関の確認
- 引き渡しの準備

児童の動き

窓から離れる、机の下にもぐる
頭を本など物で守る、しゃがむ

避難について

施設が安全と判断した場合→施設に待機

最終避難先に行くのが困難と判断した場合→一次避難先(北一公園)

津波の危険性がある場合→津波避難先(ミルボン)

避難が必要且つ避難が可能と判断した場合→最終避難先(都島工業高校)

児童の引き渡し

安全が確保でき次第の引き渡しとなります。また、津波警報発令中は引き渡しはできません。無理に迎えに行きますと引き渡し人の方、児童に危険が及ぼしますので、ご無理はなさらぬようよろしくお願いいたします。

引き渡し時間・場所はメールもしくはNTT災害伝言ダイヤルにてお知らせ

【伝言ダイヤル再生の手順】

171ダイヤル

2をダイヤル

固定電話番号(06-4400-2826)をダイヤル

引き渡し時の確認

引き渡しカードは常に携帯しておき、引き渡しの際に必要ですので、ご持参ください。
児童にも確認することがありますのでご了承ください。

○保健・衛生について

【体調不良について】

- ・登館後に体調が悪くなった場合は、連絡をしますのでお迎えをお願いします。
- ・学校で体調が悪くなった場合は、学校にお迎えをお願いします。

【インフルエンザやコロナ等による学級閉鎖・臨時休校の場合】

学級閉鎖・臨時休校の期間は、学童に登館することが出来ません。但し、在校中に学級閉鎖となった場合、当日に限り登館が可能です。出欠に関しては、必ず電話もしくはメールをお願いします。

【事故について】

友渚学童クラブの活動中に児童がケガをした場合は医療機関に行き受診します。治療費については、傷害保険により支払われる保険金の範囲内において補償します。下校中の事故の場合は小学校の保険が適用されますので、学校への連絡をお願いします。一人帰りて降館中、またはお迎えに来られてからの事故については、お子さんを保護者の方にお渡しした時点で当法人としては責任を負いかねますので、交通事故等道中くれぐれもご注意ください。尚、別紙「緊急時の医療機関受診に係る同意書」も必ずご確認の上、提出してください。

【お願い】

- ・学校行事や学級閉鎖等による下校時刻の変更は、事前にお知らせください。

○利用料について

| 項目 | 学年 | 利用料金 |
|------------------------|-------|---------|
| 基本利用料 (おやつ代等を含む) | 1～2年生 | 16,000円 |
| | 3～4年生 | 14,000円 |
| | 5～6年生 | 11,000円 |
| 月極延長代 (18:00～19:30) | 延長希望者 | 4,000円 |

利用料につきましては、毎月27日に次月分を口座振替の方法により納付していただきます。月極の延長を利用しない場合は18:00を過ぎますと、30分おきに250円の超過延長代がかかります。19:30以降は月極の延長利用にかかわらず、30分おきに500円がかかります。行事(キャンプ・遠足等)により、実費徴収させていただくことがあります。その場合はあらかじめ行事の内容及び費用についてお知らせいたします。退所・延長利用解除をご予定の方は、利用料の引き落としの関係上、退所・延長利用解除する月の1カ月前までにお申し出ください。

(例)3月31日付で退館・延長利用解除希望の場合、2月28日までに申請

○一日の流れ

学校開校日



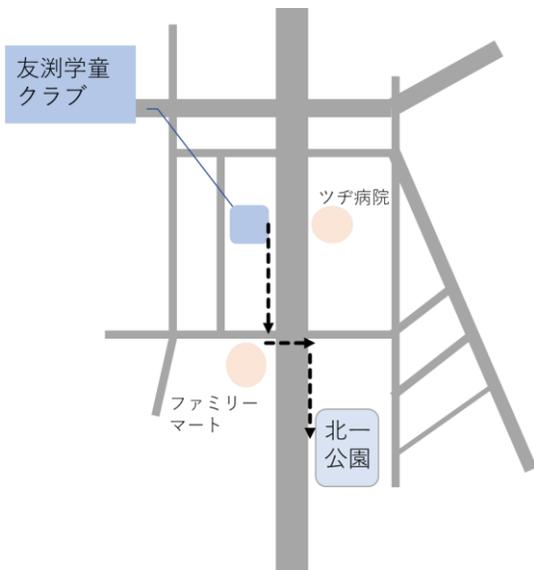
学校休校日



- ・一人帰りの時間は季節により変わります。
- ・気温が高い日は、熱中症指数を考慮して外遊びは控えます。
- ・一日の流れはあくまで目安です。子どもたちそれぞれのペースに合わせた活動を行います。
- ・学校休校日の日は9:30が登館時間の目安です。急遽、お休みされる場合や9:30以降の登館は事前もしくは9:30までにご連絡ください。

○よく行く公園・広場(一時避難先)

北一公園、いいひろ公園、鎮守の森

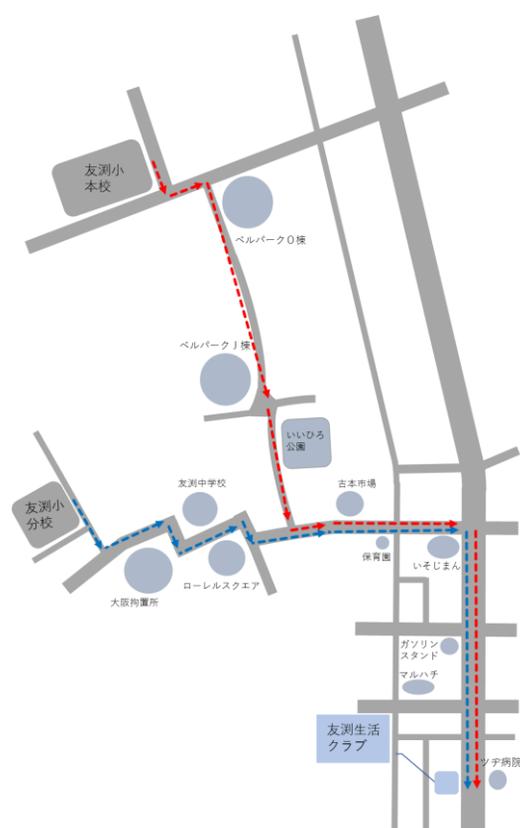


○学校から学童までのルート

赤・・・3年生以上の下校ルート(本校)

青・・・2年生以下の下校ルート(分校)

分校に関しては、小学校まで職員が行き、
出発の確認を行います。
本校に関しては、原則子どもたちでグループ
を作り帰ってきてもらいます。下校中の注意す
べき点は子どもたちに事前に伝えます。



○行事について

コロナ等により実施を行わない場合や下記にはない行事を行う場合があります。

春

- ・6年生遠足
- ・お別れ会
- ・お花見遠足

秋

- ・ハロウィンパーティー

夏

- ・夏祭り
- ・キャンプ
- ・遠足
- ・水遊び

冬

- ・クリスマスパーティー

○おたより・FacebookなどのSNS

子どもたちの姿や支援員の視点を少しでも多く伝えられるよう、おたよりやFacebookなどのSNSで定期的に発信しています。ぜひご覧ください。

○要望・苦情等に関する相談窓口

要望・苦情等に係る窓口をP12に記載通り設置しています。

○個人情報保護に関する取り扱い

個人情報保護に関する取り扱いは、P13に記載通り運用します。

ホームページやフェイスブック、または法人が発行するお便り等にお子さんの写真や作品を掲載させていただくことがあります。それらの掲載の同意や「緊急時の医療機関受診」に係る同意を別紙「同意書」にてご提出ください。なお同意しない場合は、チェックせずにご提出ください。

○虐待の防止のための措置に関する事項】

児童の人権の擁護・虐待の防止等のため以下の措置を講じています。

- ・虐待防止マニュアルの作成、運用
- ・苦情解決体制の整備
- ・職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

○その他の留意事項

当法人は、次に該当した場合は退所していただくこととします。

- ・保護者から退所の申し出があったとき
- ・無断で休み、通所の見込みがないとき
- ・利用料などを長期にわたって滞納したとき
- ・その他、当館の指示に従わず秩序を乱すなどの行為があったとき

利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

○おねがい

- ・緊急連絡票の変更があれば、すぐにお知らせください。
- ・傘や靴、帽子や制服などお子様の持ち物には可能な限り、お名前の記入をよろしくお願ひいたします。

【自転車の駐輪について】

自転車の駐輪は写真の通りをお願い致します。
茂みの前や白い線を越えて駐輪されますと近隣のご迷惑となりますので、ご協力お願い致します。
もし、駐輪場所がいっぱい場合は、茂みの前にできるだけ駐輪場所に寄せて、歩道にはみ出さない形で駐輪していただくようお願い致します。



【階段の上り下りについて】

階段を上り下りする際はお静かにお願い致します。
大きな声や激しく階段を上り下りされると、近隣のご迷惑となりますので、できるだけお静かにお願い致します。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

苦情・相談窓口の設置について

社会福祉法第82条の規定にしたがい、一般社団法人toiroでは、保護者からの苦情(要望を含む)や相談に適切に対応する体制を整えています。一般社団法人toiroにおける苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、相談窓口を下記のとおり設置し、苦情解決や相談対応に努めていますのでお知らせします。

記

1.苦情解決責任者 代表理事 西 竜也(相談窓口を兼ねます)

2.苦情受付担当者 担任 永野 夢実(相談窓口を兼ねます)

3.第三者委員 (1) 民生委員 村岡 千代子

(2) 植木 克子

4.苦情解決の方法

(1)苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面、苦情相談受付箱への投函などにより、職員あるいは苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を相談することもできます。

(2)苦情受付の報告、確認

職員、苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員(相談者が第三者委員への報告を望まない場合を除く)に報告いたします。第三者委員は、内容を確認し、相談者に対して報告を受けた旨を通知します。

(3)苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、相談者と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際相談者は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

①第三者委員による苦情内容の確認

②第三者委員による解決案の調整、助言

③話し合いの結果や改善事項等の確認

(4)市の苦情対応窓口、大阪府社会福祉センターの「苦情解決運営適正化委員会」の紹介

一般社団法人toiroでは解決できない苦情は、大阪府社会福祉センターに設置された「苦情解決運営適正化委員会」(TEL:6191-3130)でも相談をお受けいたします。

5.要望解決の方法

前記苦情解決の方法に準じて行います。ただし、第三者委員の関与はありません。

6.相談の方法

相談は、前記苦情解決責任者、苦情受付担当者が相談窓口として対応いたしますが、相談内容に応じて、適切な職員に代えることができます。窓口でお申出ください。

一般社団法人toiro
個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

一般社団法人toiro代表理事 西 竜也

当法人は、皆さまの個人情報(個人を識別できる情報)の重要性を認識し、その適正な収集、利用保護をはかるとともに安全管理を行うため、プライバシーポリシーを定め、次のとおり運用します。

1. 個人情報の保護について

当法人は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の保護に全力を尽くします。

2. 個人情報の適切な取得、利用目的について

当法人は、個人情報を、次に掲げる目的の範囲内で適正に利用します。

個人情報保護法案その他の法令により認められる場合やご本人また保護者の同意がない限り目的の範囲を超えて個人情報を利用しません。

・児童に提供する保育サービス

・法人の管理運営業務のうち

入所、登館、退館及び卒業等の管理

会計・経理、事故等の報告、保育サービスの改善のための基礎資料

法人内において行われる学生の実習又はボランティアへの協力

費用の請求及び収受に関する事務

3. 個人情報の第三者提供について

当法人は、ご本人また保護者の事前の同意がある場合等、個人情報保護法案その他の法令により認められる場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

4. 個人情報の保護・管理について

当法人は、取得した個人情報について、内容の正確性の確保に努めるとともに、適切に管理し、個人情報の漏洩、滅失、毀損等のないように適切に取り扱います。

5. 利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等について

個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止又は利用目的の通知等をご希望の場合、下記の担当窓口までお問い合わせください。

合理的な範囲内で速やかに対応させていただきます。ご本人また保護者からのお求めであることを確認したうえで必要な調査をし、お求めに、理由があれば、法令に従い適切に利用停止等必要な措置をとります。

又、個人情報の取り扱いに関する運用情報を適宜見直し、継続的な改善に努めるものとし必要に応じて、プライバシーポリシーを変更することがあります。

6. 問い合わせ先

個人情報の取り扱いに関する苦情、ご質問、ご意見等は[070-3392-5981](tel:070-3392-5981)までご連絡ください。

